

土浦市神立町ほか歩道橋ネーミングライツスポンサー募集要項

1 事業の目的

土浦市が管理する歩道橋をネーミングライツの対象とし、それにより得られた収入から、市民サービスの向上を図るとともに、企業等の地域貢献の場としてご活用いただくため、「土浦市ネーミングライツ事業」を実施いたします。

契約者(スポンサー)には、歩道橋の「愛称(略称を含む)」(社名若しくは商品名・ブランド名等)を命名する権利、及び歩道橋に愛称を表示する権利を付与します。

この要項は、募集要件や提出書類等について必要な事項を定めるものです。

2 募集の対象施設

土浦市が管理する歩道橋のうち以下の歩道橋

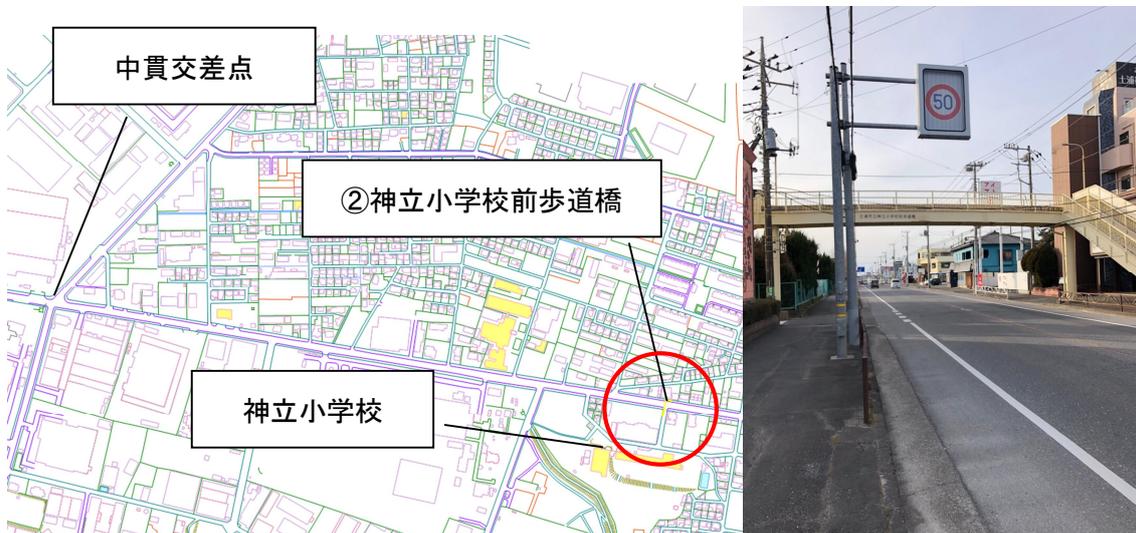
①神立町歩道橋

所在:土浦市神立町字原神田 4063-4 付近



②神立小学校前歩道橋

所在:土浦市中神立町 39-6 付近



3 応募の条件

(1)命名権料

応募者の提案する金額。ただし、掲示する最低金額は年額30万円以上(うち取引に係る消費税及び地方消費税額を含む・千円単位)とします。

(2)ネーミングライツ期間(愛称表示期間)

令和8年表示開始から令和13年3月31日(5年程度)までとします。当該期間には消去にかかる期間が含まれます。

(3)スポンサーの諸経費

愛称表示施工等の費用、維持管理の費用は全てスポンサーの負担となります。

(4)応募条件

次の全ての条件を満たすものとします。

- ・日本国内に登記簿上の本所(本社・本店等)の住所を有する法人
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの
- ・国税並びに茨城県及び土浦市が課する地方税の滞納がないもの

4 愛称の命名及び愛称表示に関する留意事項

(1)愛称の命名

ア. 愛称には以下の歩道橋名を含むこと。

- ①神立町歩道橋
- ②神立小学校前歩道橋

イ. 愛称には会社名、商品名を使用することができます。ただし、交通標識等と誤認させるも

のは使用できません。(矢印や信号機の絵、信号機と誤認するもの等)

- ウ. 提出された愛称(案)は、道路管理者等と協議したうえでネーミングライツ選定委員会に諮られ、デザイン等の再提出を求める場合があります。
- エ. 契約期間内の愛称の変更は出来ません。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではありません。

(2) 愛称の表示

- ア. 愛称表示の周囲を装飾することができます。装飾には、ロゴマークやキャッチフレーズ等を使用することができます。
- イ. 愛称の表示位置は歩道橋の両桁面(全面)とします。なお、愛称表示のため信号機や標識等を移動することはできません。
- ウ. デザインには、蛍光色や反射性の塗料及び信号機や標識と誤認される色等は使用できません。
- エ. 歩道橋への愛称表示及び契約終了時の愛称消去は、スポンサーが道路法第24条の承認及び道路交通法第77条の許可を受けて施工すること。

【参考】愛称表示(イメージ)

地域とともに躍進する！

ロゴ(株)〇〇〇 神立町歩道橋

商品名 **ロゴ** (株)〇〇〇 神立町歩道橋



(3) 維持管理

- ア. 愛称の消去時に歩道橋の塗装がはく離した場合や歩道橋に文字跡が残った場合の再塗装もスポンサーが行うこと。
- イ. 歩道橋の維持管理や、イベントなどのため必要な整備・装飾をスポンサーの了解を得ずに道路管理者の判断で行うことができます。この整備等を原因として愛称表示が妨げられた期間が発生した場合は、ネーミングライツ料の減額及び返還を行うことができません。ただし、長期間(1カ月を超える期間)愛称が判読できない場合を除く。

5 申込方法について

(1) 申込条件

土浦市広告掲載要綱第3条及び土浦市広告掲載詳細基準要項第4条並びに第5条で広告ができないものとして規定されているものを除くほか、土浦市ネーミングライツ事業実施要項第3条の基本原則に基づくものとします。

(2) 申込期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)

(3) 申込書類

ア. 土浦市ネーミングライツ事業スポンサー申込書

(土浦市ネーミングライツ事業実施要項 様式第1号)

【添付書類】

- ①法人の概要を記載した書類
- ②定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ③法人の登記事項証明書
- ④印鑑証明
- ⑤最新年度の事業計画書
- ⑥直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書
- ⑦直近1年間分の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税)

イ. 提案書(任意)

(土浦市ネーミングライツ事業実施要項 第8条第2項による)

(4) 申込方法

原則、下記「9 申込・問合わせ先」宛てに郵送すること。ただし、申込期間内必着とします。

6 選定方法

ネーミングライツ選定委員会において、提案された命名権料、愛称等を総合的に判断して優先交渉者(※)を選定します。

※優先交渉者…応募者のうち、スポンサーとしての適格があり、かつ市が有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をするもの。

7 決定及び公表

(1) 優先交渉者との契約内容等の交渉を行った上でスポンサーとして決定し、市と契約を締結します。

(2) スポンサーが決定した際には、全ての申込者に文書で通知するとともに市ホームページ等

で発表します。ただし、優先交渉者の発表等途中経過については公表いたしません。また、応募状況及び提案の内容等については公表しないものとします。

8 その他

- (1)この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。
- (2)不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置を措置をとることがあるものとします。

9 申込・問合わせ先

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

土浦市建設部道路建設課業務係

電話:029-826-1111 FAX:029-826-3403